

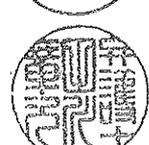
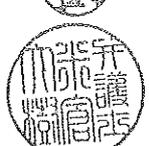
平成25年(行ウ)第10号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)
原告 河濟盛正ら 外44名
被告 山口県知事

第5準備書面

2014(平成26)年9月19日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	田川章次
同 訴訟代理人弁護士	内山新吾
同 訴訟代理人弁護士	小沢秀造
同 訴訟代理人弁護士	堀良一
同 訴訟代理人弁護士	永井光弘
同 訴訟代理人弁護士	浅野正富
同 訴訟代理人弁護士	嶋田久夫
同 訴訟代理人弁護士	丸山明子
同 訴訟代理人弁護士	仁比聰平
同 訴訟代理人弁護士	石口俊一
同 訴訟代理人弁護士	則武透
同 訴訟代理人弁護士	米倉大樹
同 訴訟代理人弁護士	内山傑史



平成26年8月4日付け被告第2準備書面に対し、以下反論を加える。

第1 山本に対する請求の一身専属性について

1 被告は、変更・訂正後の請求の趣旨第1～4項について、山本に対する請求は知事という公的な地位・立場に専属するものなので、山本の相続人に対する請求は不適法であると主張する（被告第2準備書面第2・1・第1文）。

2(1) しかし、地方自治法242条の2第1項4号の請求（以下「4号請求」という）にいう「当該職員」とは、実体法上損害賠償債務又は不当利得返還債務を当該地方公共団体に対し負うものであるから、機関としての職員ではなく、私人である職員個人を指す（西川知一郎編『行政関係訴訟』289頁〔釜村健太〕（青林書院，2009））。山本に対する請求は、私人である職員個人に対する損害賠償請求であり、単なる金銭債権である。何ら他人による履行が不可能ないし不適當なものではない。

なお、一身専属的な権利である扶養請求権も、具体的に履行内容が確定し履行期に達したもの（延滞扶養料債権）は一般の金銭債権と同様相続される（東京高決昭52・10・25家月30巻5号108頁）（島津一郎他編『別冊法学セミナーno. 193 基本法コメンタール相続』（36，37頁）〔副田隆重〕（日本評論社，第5版，平19））。

(2) また、当該職員の死亡によって4号請求の途が一切失われるとすれば、違法な財務会計上の行為又は怠る事実を予防又は是正し、もって地方財務行政の適正な運営確保を図った同請求の制度趣旨が没却されてしまう。文献においても、4号請求について、本訴係属中に当該職員等が死亡した場合、その相続人に対して請求をすることになる（松本英昭『新版逐条地方自治法』948頁（学陽書房，第

4次改訂版，2007))から，訴えの変更が必要となるとされている（地方自治制度研究会『改正住民訴訟制度逐条解説』56頁（ぎょうせい，2002），岡口基一『要件事実マニュアル第4巻』362頁（ぎょうせい，第3版，2011））。

(3) 以上に照らせば，山本に対する請求は，公的な地位・立場に専属する一身専属的なものではないというべきである。

3 したがって，被告の上記主張は失当である。

第2 住民監査請求と住民訴訟との同一性について

1 被告は，要旨，変更・訂正後の請求の趣旨第5項における村岡に対する請求（以下「村岡に対する請求」という）については，本件監査請求の対象となった山本の行為と同一性が無いので，監査請求前置の要件を欠くものとして不適法であると主張する（被告第2準備書面第2・2）。

2 (1) しかし，監査請求前置を定めた地方自治法242条の2第1項柱書には，住民が，住民監査請求において対象とした財務会計上の行為又は怠る事実について住民訴訟を提起すべきものと定めているが，同項には，監査請求で求めた具体的措置の相手方と同一の者を相手方として同措置と同一の請求内容による住民訴訟を提起しなければならないとする規定はない。また，そもそも住民監査請求に当たり措置の内容及び相手方を特定する必要もなければ，仮に特定されていたとしても監査委員はこれに拘束されるわけでもない。これらの理由からすれば，監査請求前置の要件は柔軟に解釈されるべきである（甲14）。

最判平10・7・3も，住民監査請求と住民訴訟との間で請求権の構成が大きく異なり，しかも，事情の変化に即して措置内容が変わっただけであるというわけではなく，被告も当然に予想されるよ

うな者とまではいえない事案であったが、上記理由から、「住民訴訟においては、その対象とする財務会計上の行為又は怠る事実について監査請求を経ていると認められる限り、監査請求において求められた具体的な措置の相手方とは異なる者を相手方として右措置の内容と異なる請求をすることも、許されると解すべきである。」と論じている（甲29）。

- (2) 監査請求前置が要求された趣旨は、監査委員に監査の機会を与え、できるだけ自治的・内部的処理によって、地方自治における違法若しくは不当な事務を予防、是正する点にある。住民監査請求の対象と住民訴訟の対象との間に社会的事件としての同一性が認められれば、監査委員に自主的監査による予防、是正の機会が与えられていたといえる。
- (3) 以上からすれば、住民監査請求の対象と住民訴訟の対象との間に社会的事件としての同一性が認められれば、その対象とする財務会計上の行為又は怠る事実について監査請求を経ているものとして、住民監査請求と住民訴訟の同一性が認められるというべきである。
- (4) 本件監査請求における請求の要旨(1)は、当時山口県知事職にあった山本の本件許可申請に対する判断留保が違法であること理由として、判断留保期間中、同県が被った公有水面埋立免許に係る事務に費やした人件費及び事務関連費相当分の損害を補填するために必要な措置を講じることを求めるものである。一方、村岡に対する請求も、現在山口県知事職にある村岡の本件許可申請に対する判断留保が違法であることを理由として、留保期間中、同県が被った公有水面埋立免許に係る事務に費やした人件費及び事務関連費相当分の損害賠償請求を求めるものである。村岡に対する請求の対象は、本件監査請求の対象となる行為又は事実から派生・継続してきた行為、あるいは密接に関連する行為であることから、本件監査請求の対象

と社会的事件としての同一性が認められるというべきである。

- 3 したがって、本件監査請求と村岡に対する請求との間には同一性があり、監査請求前置の要件は満たされているというべきである。

第3 求釈明について

山本は、在職中である平成25年3月19日、中国電力株式会社に対して回答期限を平成26年4月11日とする5度目の補足説明を求めており、村岡が上記期限末日に説明を受けるまでの間、山口県が公有水面埋立免許に係る事務に費やした人件費及び事務関連費相当分の損害については、山本の上記5度目の補足説明依頼によって生じた損害であるというべきである。かかる理由から、山本の知事退職日の翌日以降である平成26年1月15日から同年4月10日までについても、山本の不作為によって山口県が損害を被ったとした。なお、山本及び村岡の各判断留保によって山口県が被った本件郵送費相当分の損害額は、別紙山口県知事の在職期間と本件郵送費に係る支出との関係記載のとおりである。

以 上

(別紙)

山口県知事の在職期間と本件郵送費に係る支出との関係

	発送・支払等	郵送費	在職知事
H24.10.23	第1回補足説明の依頼	—	山本知事
H24.11.22	第2回〃	—	
H24.11.30	10月分郵送費の支払	120円	
H24.12.27	11月分郵送費の支払	120円	
H25.01.04	第3回〃	—	
H25.01.30	第4回〃	—	
H25.02.28	1月分郵送費の支払	240円	
H25.03.19	第5回〃	—	
H25.04.30	3月分郵送費の支払	120円	
H26.01.14	山本知事辞職	—	
H26.02.25	村岡知事就任	—	
H26.05.14	第6回〃		
H26.06.30	5月分郵送費の支払	120円	